(趣旨)

第1条 この要領は、西脇市有料広告掲載事業実施規程(平成19年西脇市告示第9号。以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、西脇市(以下「市」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)の種類は、バナー広告とする。
- 2 広告(広告掲載の決定を受けた者が指定したホームページ又はウェブサイト(以下「広告のリンク先ホームページ」という。)の内容を含む。)は、規程第3条に定めるもののほか、市の広報媒体としての公共性、品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

- 第3条 広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 高さ 天地 60ピクセル
 - (2) 幅 左右 150ピクセル
 - (3) 容量 10キロバイト以内
 - (4) データ形式 GIF又はJPEG形式の静止画
- 2 広告掲載の位置は、ホームページのうち市が指定する位置とし、 枠数は、8枠とする。ただし、8枠以上の申込みがあれば、枠数を 変更することができる。
- 3 広告の掲載は、原則として申込みを受け付けた順とする。 (広告掲載の期間)
- 第4条 広告掲載の期間は、1月を単位とし、12月を限度とする。ただし、当該期間は年度を超えることはできない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付する者に対しては、6月以上継続して掲載する場合は5パーセント相当額を、12月継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、月額の広告掲載料からそれぞれ割り引くものとする。

(広告の募集)

- 第6条 広告の募集は、広報紙及びホームページにおいて行う。 (広告掲載の申込み)
- 第7条 広告掲載申込者は、西脇市ホームページ有料広告掲載申込書 (様式第1号)に次の書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容が分かるもの
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、 免許証の写し等

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、 規程第6条の規定により広告掲載の可否を決定し、広告掲載申込者 に書面により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、広告掲載の決定を受けた広告掲載申込者(以下「広告主」という。)の負担で作成し、市長が指定する方法で提出しなければならない。

(広告主の届出義務)

- 第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、西脇市ホームページ有料広告掲載(中止・変更)届(様式第2号)により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第1号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告の掲載を辞退する日の2月前までに届け出なければならない。
 - (1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき。
 - (2) 広告の内容を変更するとき。
 - (3) 広告のリンク先ホームページのURL (アドレス) を変更する とき。
 - (4) 広告のリンク先ホームページに障害等が発生したとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、西脇市ホームページ有料広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

(広告掲載の中止又は取消し)

- 第11条 市長は、規程第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を 取り消すことができる。
 - (1) 市長が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
 - (2) 前条第1号の届出があったとき。
 - (3) 前条第4号の障害が長期に及ぶとき。
 - (4) 広告及び広告のリンク先ホームページの内容等が、広告掲載申 込時から変更され、第2条の規定に反する状態になっていると認 められるとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合によりホーム

ページを閉鎖した時間が生じた場合、次の表の左欄の区分に応じ、 それぞれ同表右欄の金額を還付する。なお、月額の広告掲載料は、 第5条に規定する。

1月当たりの閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間未満	月額の広告掲載料を当該月日数で除し
	た金額(1円未満切捨て。以下同
	じ。)
24時間以上 480時間未満	月額の広告掲載料を当該月日数で除し
	た金額に、当該月の閉鎖時間を24で除
	した数(端数切上げ)を乗じた金額
480時間以上	月額の広告掲載料相当額

- 2 前項の規定により広告掲載料を還付するときは、利子を付さない ものとする。
- 3 市長は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の還付以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責任等)

第13条 規程第10条に定めるもののほか、広告のリンク先ホームページの内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に ついて必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成19年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年2月12日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

西脇市ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

西脇市長 様

(申込者)					
所在地(住所)					
名 称 (氏名)					
代表者職氏名					
電話番号	()			
E-mail					
担当者氏名					

西脇市ホームページ有料広告掲載取扱要領第7条の規定により、必要な書類を添えて、次のとおり申し込みます。

	リンク先ホーム ページアドレス	http://
		□添付の広告原稿のとおり
2	バナー広告の内容	□広告原稿未添付の場合はその内容
		(
1	年 月から 年 月まで	
5	3 掲載希望期間	(計 箇月)
4 原稿の提出方法	□記憶媒体	
	□E-mail送信	
		□会社概要等、業務内容が分かるもの
5	添付書類	※その他、西脇市ホームページ有料広告掲載
	取扱要領に掲げるもの。	
C		
6	特記事項	
		(1) 申込みに当たっては、西脇市有料広告掲
7 同意事項		載事業実施規程及び西脇市ホームページ有
	同意事項	料広告掲載取扱要領の内容を遵守します。
		(2) 当社(私)の西脇市税の納税状況を調べ
		ることに同意します。

様式第2号(第10条関係)

西脇市ホームページ有料広告掲載(中止・変更)届

年 月 日

西脇市長 様

(広告主)					
所在地(住所)					
名 称 (氏名)					
代表者職氏名					
電話番号	()			
E-mail					
担当者氏名					

西脇市ホームページ有料広告掲載について、次のとおり変更がありましたので、西脇市ホームページ有料広告掲載取扱要領第10条の規定により届け出ます。

変	更	日	年 月 日
項		目	□広告掲載の中止又は辞退 □バナー広告の内容変更 □リンク先ホームページのURLの変更 □リンク先ホームページの障害等 □その他() ※提出書類の変更については、変更後の書類を添付すること。
変	更	前	
変	更	後	
変	更理	! 由	